



成年後見センターつちうら に寄せられたご相談



ご相談の中で、多い質問事項をご紹介します。

Q 成年後見制度とはどんな制度ですか。また、対象者は決まっていますか

A. 認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人を対象に、預貯金の管理（財産管理）や日常生活での様々な契約など（身上監護）を支援していく制度です。

近年は、脳血管疾患（高次脳機能障害含む）などが原因で、判断能力が低下している方の利用も増えています。

Q 成年後見制度は必ず利用した方がいいですか

A. 必ず利用する必要はありません。生活状況から本人の権利を守ることができない場合は、成年後見制度の利用をご検討ください。

利用検討例) ①契約行為ができない。

②金銭管理及び銀行での手続きができない。

③詐欺被害の心配がある。

④親族の支援が難しい。

⑤ひとり暮らしで、将来のことに不安がある。

Q 成年後見制度でできること、できないことを教えてください

できること

A. 主に財産管理と身上監護の支援を行うことができます。

財産管理・・・本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など財産に関する契約などについての助言や支援。

身上監護・・・介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払いなど、日常生活に関わる契約などの支援。

できないこと

A. 医療同意（手術など）や養子縁組、結婚・離婚などの手続きは、成年後見人はできません。介護等その他の生活援助や死後事務についても行うことはできません。

Q 成年後見制度の申立は誰でもできますか

- A. できません。具体的には、本人、配偶者、四親等以内の親族（いとこ、おい・めいの子など）、市区町村長（身寄りのいない高齢者の場合など）、検察官などです。配偶者、4親等以内の親族が居ない場合は、市区町村長での申立ができます。市区町村長の申立の場合は、行政の担当課にご相談ください。

※申立書に関しては、家庭裁判所、裁判所のホームページから取得可能です。成年後見センターつちうらでも、お渡しすることが可能です。

Q 後見人の選任についてと第三者後見人（専門職）のことについて教えてください

- A. 後見人は、申立書類をもとに本人の状況を総合的に判断し、家庭裁判所が選任します。親族が後見人候補者として申請することは可能ですが、第三者後見人（専門職）が選任される可能性もあります。

第三者後見人（専門職）とは、弁護士や司法書士、社会福祉士等のことです。第三者後見人が選任される場合は、報酬費用が発生します。報酬金額は、平均額は月2～3万円といわれていますが、本人の財産状況に応じて家庭裁判所が決定します。